

4 番 山 田 裕 康
6 番 阪 東 佐智男
9 番 木 村 修
1 1 番 建 部 孝 夫

5 番 野 瀬 欣 廣
8 番 丸 山 恵 二
1 0 番 西 澤 伸 明

◎会議に欠席した議員（2名）

3 番 山 田 充

7 番 宮 寄 光 一

◎会議に出席した説明員

町 長 野 瀬 喜久男
総務課長 中 村 康 之
会計管理者 福 原 猛
税 務 課 長 望 月 仁
企画監理課長 熊 谷 裕 二
住民人権課長 西 村 克 英
保健福祉課長 山 崎 志保美
産 業 課 長 宮 川 哲 郎
建設水道課長 村 岸 勉

教 育 長 青 山 繁
教 育 次 長 大 野 けい子
学校教育課長 橋 本 善 明
社会教育課参事 中 川 一 樹
長寺センター館長 大 野 正 人
総務課参事 村 田 茂 典
保健福祉課参事 大 山 一 弥
建設水道課参事 寺 居 友 彦
総務課長補佐 岩 瀬 龍 平

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美

書 記 山 脇 理 恵

(午前10時35分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は9人です。

議員定足数に達しておりますので、令和5年9月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田裕康議員、5番 野瀬議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日は、何かとお忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日追加提案させていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

報告第6号は、令和5年7月31日に言い渡された彦根簡易裁判所令和3年(ハ)第29号事件及び同令和4年(ハ)第91号の判決について、不服であるため控訴を提起することについて専決処分を行いましたので、その報告であります。

議案第43号から48号は、訴えの提起につき議決を求めることについて、住宅新築資金等の貸付に係る返還請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○**建部議長** 次に、日程第2 認定第1号から日程第9 議案第39号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

山田裕康委員長。

○**山田裕康予算決算常任委員会委員長** 令和5年9月22日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

予算決算常任委員会委員長 山田裕康。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、審査結果。

議案第39号 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

原案可決。

認定第1号 令和4年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第2号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第3号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第4号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第5号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

認定第6号 令和4年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定すべきものと決定。

認定第7号 令和4年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

認定すべきものと決定。

2、審査経過。

議案第39号 令和5年度甲良町一般会計補正予算（第3号）。

物価が高騰しているが、各家庭の支援が見当たらない。検討したのかとの問いに、町民に対する支援策については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、甲良米の配達事業を行う。職員提案を再度募って、どういう事業がふさわしいのか内部で検討していくとのことであった。

せせらぎの里こうら指定管理委託費の106万7,000円について、前にも補正があったが、今回の補正の内容はとの問いに、空調設備の修繕費用であり、いったん、道の駅で支払ってもらうため、管理料に上乘せしているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第1号 令和4年度甲良町一般会計歳入歳出決算。

歳入の部。

決算の概要の町長の総括に「見直しによる歳出削減を図るとともに、自主財源の確保が命題」とあるが、どうやって自主財源を確保していくのかとの問いに、財政危機宣言を発出したのは、財政脆弱であり、就任してから財政調整基金を取り崩して財源手当をし、6億円から3億円で半減した。財源不足は否めない。地方交付税などの依存財源に頼っている状態である。改革プログラムによる支出改善と、収入の向上策はふるさと納税額を上げていくことであるとのことであった。

安定的な税収と人口減に歯止めをかけるため、子育て応援をきっちりと行い、子育てしやすい町をつくっていくべきではないかとの問いに、町税は人口減と比例し、税収の減が心配であるので、子育て支援をはじめとしたそれぞれの施策、町民に信頼される施策の展開を行っていくとのことであった。

人口減少は致命傷になるという認識と危機感を持ってやっていくことと、交付税算入率の高い過疎債についても、起債なので、十分に検討すべきだとの意見に、1つずつ施策を着実にいき、元利償還や起債発行の管理をしっかりと行っていくとのことであった。

自主財源には限りがあるため、国、県の交付金、補助金等の有効な確保が命題ではないのかとの意見があった。

ふるさと応援寄付金はなぜ減額になったのかとの問いに、明確な答えはないが、返礼品の8割強が近江牛であり、取扱いが2店舗から1店舗に減り、返礼品の総数が減ったことも要因である。他の特産物はとの問いに、米以外に、ミニトマトやシャインマスカットも増えた。地元農家で新たに組み込まれるものもあれば、産業課経由で話をしながら、返礼品を増やしていけるよう検討していきたいとのことであった。

歳出の部。

総務管理費の甲良町まちづくり総合補助金799万7,000円のうち、拠点法人の藤堂高虎顕彰会には50万円の補助だが、和の家は赤字のため休業している。町として、その問題はどのようにしていくのかとの問いに、閉めざるを得ないという報告をいただいた。初期投資は地方創生臨時交付金の活用をし、運営は地元の運営主体でという考え方だが、経営が成り立たない場合、行政と運営主体で、今後、善後策について協議をするとのことであった。

社会福祉費の長寺あい・I塾と、学習支援教室（竹友学）について、中学3年生の全員が対象か、進路指導を必要としている生徒が対象か。講師は教員免許を持っているのか、また民間の塾もある中、多くの人に来てもらうにはどのような課題があるのかとの問いに、全員が対象で、申込制を取っている。講師は現役の大学生であり、教員免許を持っていない。生徒を増やすに

は、あらゆる方法でPRをし、学校とも情報共有していきたいとのことであった。

児童クラブ利用料の滞納について、3カ月滞納があると児童クラブが利用できないため、相談や訪問しているとのことであった。過去にも集金に行っていたが、最近は督促状や催告書などの送付で、昔と違うのか、全課にわたってそのようなことはないのかとの問いに、横領事件後の第三者委員会の提言により、集金は行わないことが基本である。ただし、課によって、集金ではなく訪問し、納付を促すことや相談はあるとのことでした。

社会教育費の名勝西明寺本坊庭園保存活用計画策定事業265万3,000円について、国と町が2分の1ずつの負担割合である。庭園とは別に本堂の修理が必要となるが、町の補助金の増額の要望がある。観光振興の点でその状況はとの問いに、規程により上限は200万円であり、現在工事中の甲良神社の屋根修理においても規程どおり適用している。近隣市町の補助金額と比較して、本町の補助率は高くないため、財源のこともあるが、今後は増額も検討をしていきたいとのことであった。規程の見直しと、国や県の補助率を増やしてもらいたいという意見があった。

農業費の農業用燃油高騰対策緊急支援事業補助金687万9,000円、農業経営継続緊急支援事業302万5,000円は、「いとまがなく事業対象者を担い手農業者に絞った」と課題記入があるが、どのような意味かとの問いに、熟考し、補正でなく当初予算から予算計上すべきであったという反省であるとのことでした。

道路橋梁費の道路橋梁点検事業2,152万6,000円は、72橋が対象で、点検結果は緊急性がないとの報告だが、点検だけで1つにつき約30万円かかるのかとの問いに、県の建設技術センターに委託した。特殊性があることと、名神に架かる橋は高額であるとのことでした。

令和4年9月議会で、補正予算で5,500万円増額の修正案を出し、再議に付され、特別多数議決で可決された。それは、子育て世帯、非課税世帯へは国の臨時特別給付金が併せて15万円支給された。しかし、国の給付対象外世帯にも、その額の2分の1あるいは3分の1の額の5万円を支給すべきだという内容であった。町長に予算執行権があり、結果、予算執行されなかった。議会も施策を打ち出す権利があるため、議会を踏みにじる行為である。5万円の給付は、誰もが等しく施策を受ける権利であり、町民の暮らしを手当することは町の仕事だとの意見があった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

令和9年度から県統一の算定になるが、県の動きはどうかとの問いに、運

営方針を策定中で、統一されるのは令和9年度で、経過措置が2年あり、令和11年度には統一される。どこの市町も1人当たりの保険料が増額になるため、公費負担を増やすことを引き続き要望しているとのことであった。不納欠損の理由はとの問いに、生活困窮が原因で、執行停止が増えたとのことであった。滞納者の状況の報告で、未折衝で催告無視の人がいるが、その状況はとの問いに、湖東分室からも通知をしているが出向いてもらえない。勤務先からも湖東分室に行くよう伝えているが反応がなく、今後も調査なり連絡を密に取っていききたいとのことであった。給料の差押えはできないのかとの問いに、できるので今後検討していくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑はなかった。

認定第4号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

施設給付費が減って、居宅介護給付費が上がっているとのことだが、施設の入居は満杯で入れないことによる減ではないのか、施設がオーバーフローしているのではないか、町としての実態把握はとの問いに、令和5年4月1日時点での特別養護老人ホームの入所待ちは20人であるとのことであった。すぐに入れる状況ではないということは、安心できない。町としては、押さえるべき点ではないかとのことであった。

介護認定は、年1回の更新かとの問いに、認定期間は短い人で半年、長い人で最長4年だが、期間内でも状態が変われば区分変更の申請ができるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑はなかった。

認定第6号 令和4年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

給水停止について、今年の夏は異常な暑さであり、命の危険性のある月の停止はどうかとの問いに、監査でも指摘されており、令和4年の納付状況に基づき、令和5年に実施した。停止をするまでに何回も事前通知をしているが、何の連絡もない人が対象である。給水停止をすることで、何らかのアクションがあり、時期はいつ止めても問題は発生する。生活権の問題として、法的措置を取られる場合もあるが、契約に基づいての徴収なので、払う意思がない場合止めざるを得ないとのことであった。

給水停止はやむを得ないと思うが、命に関わることなので、本当に支払えないのか、生活実態をつぶさに把握すべきだがどうかとの問いに、基準に基づき臨んでいる。一部長期の方は弁護士委任も行い、給水停止も並行して行

う。生活条件は分かる範囲で現状把握し、必要があれば福祉サイドへつなぐなど、横連携を取っていくとのことであった。

決算書からも、取崩しが多く危機的状況である。破綻する可能性もあり、料金を安くするばかりでなく、下水も同じで、値上げすることなど試算も必要ではないか。町としての考え方はとの問いに、企業会計の健全運営について、フレッシュ水道の工事の際に、5回に分けて値上げの予定であったが、2回目で値上げできていない。上水は500万円、下水は2億円の一般会計からの繰り出しで、辛うじて運営している。その解消のため、上下水道の経営戦略計画を立てており、これによると料金改定になっているので、理解いただくため、議会との勉強会などを行っていききたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第7号 令和4年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

給水停止などの通知は見えていないと言われるので、訪問も大事ではないかととの問いに、給水停止を行うのは、何度も通知をし、反応のない場合である。その前には、家に行き生活実態把握や、通知の投函の写真を撮るなどの対策を取っている。言われることも理解できるが、マンパワー不足で、これだけの件数を全てはできない。悪質の場合は法的措置と併せながら、極力努力していきたいとのことであった。

物価高騰のため、年末年始に向け、料金の減免を要望したいとの意見に、物価対策の生活支援策を検討中であり、要望として承るとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上です。

○建部議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、質疑を終わります。

それでは、認定第1号 令和4年度甲良町一般会計歳入歳出予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番西澤です。まず、「令和4年度決算審査に際して」とする文書において、我が町決算状況の概括を見ての文書だと思いますが、物価高騰に関わって、光熱水費をはじめ、様々な生活必需品の価格が値上がりしていますと、まるで自然現象で他人事のように捉えられており、町民の暮らしがどのような窮状に直面しているのか記述がなく、町長の現状認識の狭さを感じざるを得ません。

その認識の狭さからは、必然的に甲良米の配布などのごく限定された世帯への支援策にとどまってしまう不十分さに対する反省が述べられていません。

町長は、このような基本的な認識、考えから、再議でも修正可決された、国が支援の対象としていない世帯にも暮らし応援の5万円を支給するとした事業は執行しないと判断したものだと考えます。これが令和4年度決算の総括的な評価です。執行しないとした判断を容認することはできず、今の経済状況下で、同等の支援策について、各種の基金並びに剰余金などを活用し、実行されることを強く求めるものです。

また、各事業において緊急性、必要性を検証し、事業の廃止を含めた見直しによる削減を図る云々と述べていますが、この記述の対象にすべき第1番は、9年も膠着状態となり見通しの乏しい産業集積地事業計画ではないでしょうか。さらに、「今後とも」から始まる最下段4行において、地方自治法第1条の2に照らして、真摯な総括、検証がされたのか、甚だ疑問です。

具体的な課題では、税金や水道料金の滞納問題の深刻な状況が依然として続いています。町民税では125人、固定資産税では152人、国保税では126人、軽自動車でも102人で、下水道料金で139人、水道料金では302件に上っており、水道料金滞納の50万円以上が、100万円以上の7件を含めて、27件と報告されました。決算概要で報告されている滞納総額は、新築資金等の収入未済額は、9,881万余円を含めて、2億2,260万余円となります。

監査委員の決算審査意見でも幾度も指摘されていながら、その原因、根本的な解決方向が、町長の分析及び方針として語られていません。

私はその原因は大きく2つあると思います。1つは、低所得者貧困です。もう一つは、負担能力があるにもかかわらず、無法に対する毅然とした対応が長年放置されてきたことではないでしょうか。

町長は、みんなでまちづくりと提唱しますが、このように不公正、不公平に手をつけずして、みんなの甲良町だからみんなで協力しようとはなかなか難しいと言わざるを得ません。ここにこそ本格的な抜本的なメスを入れることを改めて求めたいと思います。

一方、PCR検査の補助は、県内では他市町と比較しても使い勝手のいい制度で、令和3年度に続いて、令和4年度も継続されたことを評価します。

高校卒業まで医療費無料化を実施し、教育長の決断で、学校給食費の無償化に踏み切ったことについても、学生、保護者の皆さんに歓迎されており、高く評価したいと思います。給食費無償化については、政権与党の幹部からもその声が上がっていることもあり、恒常的な制度とするよう努力されとともに、国、県に対する働きかけを強く求めていただきたいと思います。

以上で、討論を終わります。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立多数です。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 国民健康保険特別会計の決算について、討論を行います。

県単位が事業体になることで、パイが大きくなりメリットがあるかのように言われてきました。自治体単位で保険料引上げを抑えるために、一般会計からの繰入れをできなくなるとか、数年後には県下統一で保険料が決定され、我が町にとってはありがたくなく、値上がりの方向が示されています。

国民皆保険制度を守り、国民の命と健康を守るためには、国庫支出を増やすこと、元に戻すことこそ必要なのかと思います。

以上で、反対討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** この事業の決算では、とにかく保険料が高過ぎます。これが感想です。介護の社会化と言われましたが、負担は増えて、そしてサービスの低下、そして切捨てが横行をしています。現場の努力が追いつかない現状ではないでしょうか。介護を受ける方は、介護を受けて本当に助かったと言われている。それにふさわしい制度改革が必要ですし、その第一は保険料の引下げだと思えます。何よりも、高齢化が急速に進行する中で、国の責任が果たされないことを批判して、反対討論とします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

委員長の報告は認定です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** この問題についても、以前から繰り返していますが、罹病率の高い高齢者を囲い込んで、保険制度も医療を受ける水準も低下させたこと、とても容認できるものではありません。国の責任が大きいわけですがけれども、その意味で反対討論とします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですので、これで討論を終わります。
これより認定第5号を採決します。
委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立多数です。
よって、認定第5号は認定されました。
次に、認定第6号 令和4年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。
西澤議員。

○西澤議員 以前より指摘をされている不正取水、いわゆる盗水疑惑について、解消宣言、つまり完全にそういう疑惑はなくなったということが、いまだにされていません。令和4年度は有収率が低下をしました。この原因は様々、漏水などが考えられますが、盗水疑惑が排除されたわけではありません。
よって、盗水疑惑が完全になくなったと宣言されることを強く求めて、決算認定には反対といたします。

○建部議長 ほかにありませんか。
(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより認定第6号を採決します。
委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立多数です。
よって、認定第6号は認定されました。
次に、認定第7号 令和4年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより認定第7号を採決します。
委員長の報告は認定です。
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、議案第39号 令和5年度甲良町一般会計補正予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案第39号令和5年度一般会計補正予算の反対討論を行います。6月定例会以降、あるいは令和5年度当初予算で積み残した課題、変更の生じた事項を盛り込むことが補正予算編成の任務だと思いますが、この間の町民の暮らしをめぐる急変は激しいものがあります。

ガソリンの値上げに象徴されますが、生活必需品等、あらゆる物価の高騰はとどまるところを知らず、町民の家計と、農業経営、中小零細業者を直撃しています。年金は下がり、賃金及び農家収入は物価高騰に追いつかず、そして業者の資材は見積価格をすぐに追い越してしまうと嘆きが聞こえるほどです。

その上、今年は猛暑続きで、どこの家庭もエアコン電気代が例年より跳ね上がっているものと考えられます。

町民の暮らしをめぐる課題は、現時点だけにとどまりません。お彼岸を迎えてもこの暑さは続くようですが、やがて冬が到来し、暖房費が家計を圧迫するでしょう。

委員会の審議で、町長は、子育て世代へのお米の給付、農家支援を計画済みだと、この事態を正面から受け止めることなく、切り捨てる考えを表明されました。これが補正予算に反対する理由の1点目です。

2点目は、前年度繰越金収入及び各種基金を活用すれば、非課税世帯と子育て世帯以外の所得700万円までの世帯への経済支援は不可能な額ではないにもかかわらず、家計を温め得るような検討すらしなかったことです。

3点目は、債務負担行為補正で、放課後児童クラブ運営業務委託9,099万3,000円が計上されており、子育て支援の重要な業務の一環で、人員の確保、財政負担軽減との理由で民間委託に移行したものの、財政支出は大きく減少したわけでありませぬ。何よりも、町政の直接の責任を後退させることになりました。

委員会審議の中で、町長は、物価高騰などに対する支援策は12月定例会で示したいと表明されました。各種の基金を活用すれば十分可能であります。

財政危機宣言を町民の暮らし、支援、福祉増進を抑え込む口実にするのではなく、早期にぜひとも有効な支援策を策定されるよう求めておきたいと思ひます。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号 令和5年度甲良町一般会計補正予算(第3号)について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

原案について採決を採ります。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立多数です。

よって、議案第39号は可決されました。

日程第10 議案第40号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これ補正の範囲において、私は賛成をさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第11 議案第41号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも同じです。補正の範囲で賛成とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第12 報告書第6号を議題とします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、報告第6号 専決処分の報告について、説明申し上げます。

控訴の提起について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和5年9月22日。

甲良町長 野瀬喜久男。

1枚、おめくりください。

専決処分書。

控訴の提起について。

彦根簡易裁判所令和3年(ハ)第29号事件及び同令和4年(ハ)第91号について、令和5年7月31日言い渡された判決は、不服であるから控訴を提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和5年8月10日。

甲良町長 野瀬喜久男。

原判決の表示につきましては、連帯保証人の相続人に対しまして、借受人と連帯して、それぞれの金額に令和2年8月21日から、支払い済みまでの日10.95%の割合による金利を支払えというものが判決でされているものが内容でございます。

また、同じく次ページをお願いいたします。

また、原告のその余の請求をいずれも棄却するということと、訴訟費用については、29号事件及び91号事件を通じて、その3分の2を原告の、その3分の1を被告らの負担とする。

また、この判決は主文第1項乃至5項に限り、仮に執行することができるということで受けております。

当事者でございます。控訴人 甲良町(代表者甲良町長 野瀬喜久男)。

2、被控訴人の住所、氏名については、記載のとおりでございます。

控訴の趣旨について、原判決中、控訴人敗訴部分を取り消すものの趣旨で
ございます。

また、内容につきましては、被控訴人と控訴人に対して、借受人、連帯相
続人に対しまして、それぞれの金額に10.95%の割合を掛ける金員の起
算日の日につきまして、平成13年8月21日にするものとするというこ
とで、原判決の方は令和2年8月21日となっていたものを平成13年8月2
1日に置き換えるものの控訴をする内容でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○**建部議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第13 議案第43号から日程第18 議案第48号までを一
括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第43号から議案第48号。

訴えの提起につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年9月22日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 議案第43号について説明申し上げます。

議案書の方をお願いいたします。

訴えの提起につき、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件で
ございます。

貸金等返還について、次のとおり訴えの提起につき、地方自治法第96条
第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりでござい
ます。住所、氏名、請求金額については、議案書の方に記載をさせていただ
いているものでございます。それぞれの人につきましては、借受人の相続人
と連帯保証人の相続人となっております。

請求の趣旨でございます。

次ページをお願いいたします。

訴えは、主たる債務者の相続人及び連帯保証人に対して請求をするもので
ございます。

また、訴えは主たる債務者の相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞
納していることから、主たる債務者の相続人に対して滞納返還金、滞納利息

金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものでございます。

また、訴訟遂行の方針及び授權事項でございます。

必要に応じて、次に掲げる法律上の行為をするものでございます。

控訴または上告。

または、訴えの取下げ、変更または和解。

趣旨を損なわない条項の軽微な修正。履行時期の変更を含みます。

所轄裁判所につきましては、大津地方裁判彦根支部でございます。

議案第44号について、続けて説明を申し上げます。

訴えの提起につき、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件でございます。

こちら先ほど同様、貸金等返還について、次のとおり訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所、氏名と、また請求金額等につきましては、記載のとおりでございます。こちらの方につきましても、借受人の相続人と連帯保証人の相続人に対して行うものでございます。

請求の趣旨でございます。

訴えは主たる債務者の相続人及び連帯保証人に対して請求をするものでございます。

また、訴えは、主たる債務者の相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の相続人に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものでございます。

また、訴訟遂行の方針及び授權事項につきまして、必要に応じまして、法律上の行為を次のとおり行うものでございます。

控訴または上告。

また、訴えの取下げ、変更及び和解。

趣旨を損なわない条項の軽微な修正。履行時期の変更を含むものでございます。

所轄裁判所につきましては、大津地方裁判所の彦根支部でございます。

続きまして、議案第45号について説明申し上げます。

こちらにつきましても、訴えの提起につき、議決を求めるものでございます。貸金等返還請求事件でございます。

貸金等の返還について、訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所、氏名等請求金額につきましても、記載のとおりでございます。こちらの方につきましても、借受人相続人及び連帯保証人の相続人に対しまして、請求を行うものでございます。

請求の趣旨でございます。

訴えは、主たる債務者の相続人及び連帯保証人に対して請求をするものでございます。

また、訴えは、主たる債務者の相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の相続人に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものでございます。

訴訟遂行の方針及び授權事項についても、先ほどと同様、控訴または上告、訴えの取下げ、変更または和解、また趣旨を損なわない条項の軽微な修正、履行期間の変更を含むものでございます。

所轄裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

続きまして、議案第46号について説明申し上げます。

こちらにも訴えの提起につき、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件でございます。

こちらの方につきましても、貸金等の返還につきましても、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所、氏名等、また請求金額につきましても、記載のとおりでございます。こちらの方につきましても、借受人、連帯保証人につきましても、請求を行うものでございます。

請求の趣旨につきましても、訴えは主たる債務者及び連帯保証人に対して請求をするものでございます。

訴えは、主たる債務者が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者に対して、滞納返還金、滞納利息金、遅延損害金の支払いを、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものでございます。

訴訟遂行の方針及び授權事項でございます。

控訴または上告。

訴えの取下げ、または変更、和解。

または、趣旨を損なわない条項の軽微な修正。履行期間の変更もございません。

所轄裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。

続きまして、議案第47号 訴えの提起につき、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件について、説明申し上げます。

こちらにも同様に貸金等の返還について、訴えの提起につきましても、地方自

治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所、氏名等請求金額につきましては、記載のとおりでございます。こちらの方につきましても、借受人の相続人または連帯保証人、連帯保証人の相続人に対しまして、請求を行うものでございます。

請求の趣旨につきましては、主たる債務者の相続人及び連帯保証人に対して請求するものでございます。また、訴えは、主たる債務者の相続人が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者の相続人に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものでございます。

訴訟遂行の方針及び授權事項につきまして。

控訴または上告。

または、訴えの取下げ、変更または和解。

趣旨を損なわない条項の軽微な修正、履行時期の変更も含むということをお願いしております。

また、所轄裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。続きまして、議案第48号について説明を申し上げます。

こちらの方も、訴えの提起につき、議決を求めることについて。貸金等返還請求事件でございます。

貸金等返還につきまして、訴えの提起につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

被告となるべき者の住所、氏名等請求金額については、記載のとおりでございます。

また、請求の趣旨でございます。

訴えは、主たる債務者及び連帯保証人に対して請求をするものでございます。

また、訴えは、主たる債務者が貸金等に係る返還金等の支払いを滞納していることから、主たる債務者に対して滞納返還金、滞納利息金及び遅延損害金の支払いを、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を求めるものでございます。

訴訟遂行の方針及び授權事項について。

法律上の行為につきまして、控訴または上告。

訴えの取下げ、変更または和解。

趣旨を損なわない条項の軽微な修正。履行期間の変更を含みます。

また、所管裁判所につきましては、大津地方裁判所彦根支部でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、併せて質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 3点、続けて質問させていただきます。

1つは、全協でも申し上げましたが、これだけ長い間こじれています。資料を頂きましたが、遅延が始まってから一番長いので29年8カ月、短いでも6年2カ月、こういう数字をいただいておりますけれども、そういうような状況になった同和対策事業で貸し付けた。確かに、貸金の借りたものは返す。こういうルールは守ってもらわねばなりません。

同時に、もう一つ、やはり行政として考えねばならないのは、こういうように長引いてこじれさせてしまった。しかも、これは連帯保証人の広がりから見ると、町外の方もいっぱい広がっています。こういう点からも、やはり不始末とは言いませんけれども、長年管理を怠ってきた点で、町側の謝罪とはいきませんけれども、やはりおわびに近い形での表明がやはり要る。そういうことがあるからこそ、遅延損害金が和解の中では下げられてきているわけですよ。差し引かれているわけです。

だから、そういう点では、堂々とやはりなかなか勇氣は町長が要ると思いますけれども、その表明を公判の中で準備書面なりで示していただきたいというように、町ができる範囲でのそういう管理が不行き届きだったという点は、やっぱり率直に認めて、和解に進む場合でも、それから判決が導かれる場合でも、遅延損害金が差し引かれて、判決が出たりしているケースがあるわけですから、そういうことをぜひ認めていただきたいと思います。そういう表明を公判の中で、今回6件ありますけれども、やっていただきたいと思います。これが1点です。

それから、もう1点は、先ほど資料を頂きました。遅延損害金の概算です。今現在での概算金額、これを報告していただきたいと思います。

3点目は、控訴の3ですね。訴訟遂行の方針及び授權事項の中に(1)に、「控訴または上告」があります。これは今まで私見落としてきたんですけれども、控訴、また上告についても、その訴えを行う段階で議会はもう承認してしまうということになります。しかし、これ判決によっては、町がこてんぱんに負けるという状況も出てまいります。ですから、授權事項で、こういうように、(1)(2)(3)というふうに並べていただいているのは、これは理解できます。同時に、議会に、判決が下りた段階で上告、控訴するか、それからまたそのの上の上告をするかについては、ぜひとも報告、相談を議会にしていきたい。つまり、これは単なる経済取引の貸金行為であれば、そういうことをわざわざする必要ないわけですけれども、甲良町行政が同和対策事業で貸し付けて、そして同和対策事業の中身は、ぜひ自立をしていただ

きたいということで始めた事業ですよね。ですから、以前もよく言いましたけれども、終わりよければ全てよしというようになるように、結末をつけていただくためにも、そういうスタンス、立場が要るのではないかと思いますので、ぜひお願いしたい。

3点、よろしく申し上げます。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** ちょっと1点目の方の裁判における甲良町のあれは、ちょっと私の方から申し上げられませんが、町長の方からよろしくお願いたします。

2点目の遅延損害金についての報告ということで、議案第43号につきましては、概算で353万3,392円ということで、年数に生じまして29.8年が、今のところで概算計算をしているところのものでございます。これは全体の金額になります。

同じく、議案第44号、こちらの方につきましては、年数につきましては、18年4カ月というような形のものでございまして、金額につきましては、1,004万3,935円。

また、議案45号につきましては、17年1カ月ということについて、金額につきましては354万9,098円。

また、議案第46号につきましては、年数につきましては、17年1カ月ということで、824万4,374円。

また、議案第47号、14年3カ月が年数たっておりまして、金額につきまして571万3,132円。

また、議案第48号につきまして、年数については、6.2年ということで金額につきましては、230万1,394円、こちらの方につきましても、あくまで、私たちの方が計算をさせていただいています利益の喪失日の予定日におきまして、計算をさせていただいているものでございますので、最終的に金額の変動はあるということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 1点目の、同和対策事業によって長引いてきたこと、その行政の謝罪についてのご質問でございます。

この案件を議会に相談させていただいたのが、法定償還期限を超えて、なお未償還金があるというものについて32件、提示をして、順番に法的措置を通じて解決をしていこうという取組でございます。

したがって、貸付総数からいうと、圧倒的大多数の方は償還をいただいておりますので、滞っている、後処理というのを、今、努力をしているという

こととございます。

したがって、公判の中で謝罪ということについては、私としては行う予定はありません。しかし、ここまで長引かせたという行政責任については、強く感じているところでございます。

それから、3点目の訴訟及び上告云々ということとございますが、あらかじめ訴えの提起に臨むについて、法的ルールの中での授権事項を全て掲げているものでございますので、ご理解いただきたいと思っておりますし、それから訴えの議決をいただいた案件について、その都度、結果報告するよというところでございますので、今までも和解に持ち込んだ内容も、96条の規定によって議会の議決をいただいておりますので、都度1件ずつ、議会には報告をしていきたいというふうに思っています。

○西澤議員 ありがとうございます。町長が、行政責任というように表現をされました。確かに、謝罪というようにはならないと思っております。というのは、やはり返済しないということ自体が、やはり間違っているわけですから、その点で謝罪は必要ないですけれども、管理の点でどうだったのかという点では問われます。このふさわしい内容で、公判のところでやはり表明をできる内容にしていただきたい。つまり、訴えを提起した段階で、弱点を示すというのは、これなかなか難しいかというように思いますが、けれども貸し付けた金額はちゃんと返していただきたいというのは、正々堂々と訴えていったらいいと思っておりますけれども、行政が行政の責任としてそういう部分を管理を怠ったという点では何らかの表現でやっぱり示していくべきだと思っておりますので、再度、そういう検討をいただきたいと思っておりますが、いかがですか。

それですみません、続けて。そして、これ、表を頂きまして、私だけいただいておりますが、全議員にすぐ、議会が終わるまでに渡していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 公判に臨むについての行政の取組であります。今後、ご意見いただきましたので、十分弁護士と相談をして、訴訟案件に臨んでいきたいというふうに思います。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第43号について討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議案とも共通をして意見を述べたいというように思います。

先ほども質問の中で述べましたけれども、やはり同和対策事業でほとんどの方が返している。だけれども、数件、こういうように数件ではないですけれども、ごくごく限られた方々がその返済が滞っているという点からも、やはり同和対策事業の終結、つまり公平な終わり方をしていくという立場からも、公判でぜひとも終わりかけの部分ですね。行政の立場を表明していただく、場をつくっていただく、ないしは準備書面の中でも記載をしていくことを強く求めたいと思います。

同時に、やはり遅延損害金、見えていますと、訴えの提起では、遅延損害金そのままを請求するという内容になっています。高齢になって、また収入も途絶える、ないしはもう低額の年金で生活、毎日の生活そのものが大変だという方々もおられますし、連帯保証人に直接なった方だけと違って、連帯保証人になったその子弟、相続人などにかかってきて全く借入れをしたこと自体も知らん方に、借金が覆いかぶさってくるという内容も思い寄せて取り組んでいただくことを再度お願いして、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、議案第44号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、議案第45号について討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

丸山議員。

○丸山議員 賛成討論とさせていただきたいと思います。

しかしながら、この同和対策事業というのは、国からの制度であったと思いますが、当時の所得証明書もない方が、500万円、700万円の保証人になったこと、なれたこと自体が、制度自体が私は間違っているように思います。それプラス今、それがもう今、親の代から子どもから孫の代までこう

というような状態で来ている。しかし、借りた金はやっぱり返すべき。そういった中で元金は必ず請求するということ。しかしながら、先ほどから全協でも言っていましたが、遅延損害金に関しては、折り合いのつくところで話を前に進めていただきたいなという思いで賛成したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○建部議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほど43号で申しました内容は、44号、45号、46号、47号、そして48号にも共通する意見でありますので、念のためもう一度発言させていただきます。よろしく申し上げます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第19 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○建部議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和5年甲良町議会9月定例会の閉会にあたりまして、挨拶を申し上げます。

今定例会は、9月6日から本日22日までの17日間の会期で、会期中に予算決算常任委員会が開催をされ、付託案件の審査をいただきました。

9月6日の本会議におきまして、財政健全化比率と資金不足比率の3件の報告をさせていただきました。提出案件のうち、契約の締結について議決を求めることについての1件、甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任同意の1件、甲良町公平委員会委員の選任同意の1件の3議案につきまして、それぞれ原案のとおり可決、同意をいただきました。

本日の本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託をされました認定第1号から認定第7号までの令和4年度の各会計の決算につきまして、審査の結果が、委員長報告をされ、採決の結果、一般会計4つの特別会計、2つの企業会計の令和4年度決算の全てを認定いただきました。

また、令和5年度一般会計補正予算（第3号）についても、審査の結果が委員長報告をされ、採決の結果、原案どおり可決をいただきました。

議案第40号 令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）と、議案第41号 令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）とも原案どおり可決をいただきました。

本日追加提案をいたしました専決処分について報告をさせていただきました。住宅新築資金の貸付金の返還請求事件の議案第43号から第48号までの訴えの提起につき、議決を求めることについても、6件とも原案どおり可決をいただきました。

適切な同意、認定、議決を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、議会会期中にいただきました意見を踏まえるとともに、監査委員から決算審査でいただきました凡事徹底につきまして、日常業務の中で実践に努めてまいりたいと考えております。そして、職員力の一層の向上につなげてまいりたいと存じます。

今議会会期中の審査にお礼を申し上げ、9月定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○建部議長 これをもって、令和5年9月甲良町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（午前11時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣